

行政機関法(H17.4月施行)には、電子計算機処理の制限に関する規定はない。

神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)		基本的な考え方
電子計算機「処理」・ 審議会の事前承認	<p>(電子計算機処理の制限) 第11条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p>	現行条例を維持
センシティブ情報の電子計算機処理の原則禁止	<p>(電子計算機処理の制限) 第11条 2 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令等に規定があるとき。 (2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。</p> <p>(収集の制限) 第7条 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	
電子計算機「結合」・ 審議会の事前承認	<p>(電子計算機の結合の制限) 第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第7条第3項ただし書の規定を準用する。</p> <p>[再掲](収集の制限) 第7条 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	現行条例を維持